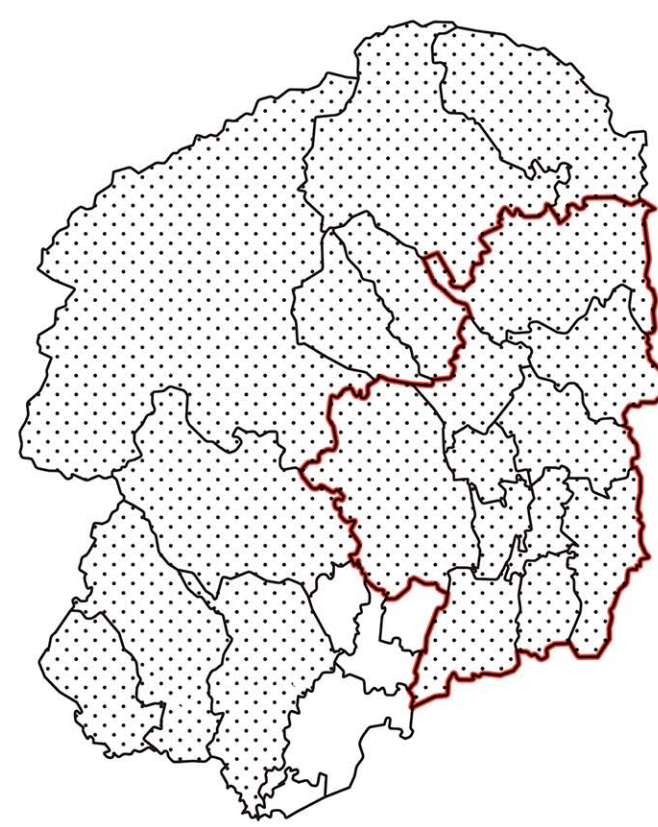


ニホンジカ・イノシシ狩猟期間延長区域 ◎狩猟できる鳥獣の種類及び期間（栃木県）
 ニホンジカ・イノシシ捕獲に係るくくりわなの直径12cm規制解除区域



種	類	期	間
ニホンジカ	(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 計20市町)	11月1日	～3月15日
		(ただし、11月1日～11月14日は、わな及び止めさしを目的とした銃のみ使用可能)	
ニホンジカ	(上記20市町以外の市町)	毎年11月15日	から翌年2月15日まで
イノシシ	(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町 計20市町)	11月1日	～3月15日
		(ただし、11月1日～11月14日は、わな及び止めさしを目的とした銃のみ使用可能)	
イノシシ	(上記20市町以外の市町)	毎年11月15日	から翌年2月15日まで
エゾライチョウ、ヤマドリ	のオス(コジロヤマドリを除く)、キジのオス、コウライキジ、コジケイ、ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジバト、カウウ、ヤマシギ、タシギ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハンプトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、テン(ツシマテンを除く)、イタチのオス、シベリアイタチ、ミンク、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ		毎年11月15日
			から翌年2月15日まで

◎県内で生息が確認されていない鳥獣も含まれています。
 ◎アナグマは令和6年10月31日まで狩猟を禁止しています。

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限（栃木県）

種	類	一日の制限羽(頭)数
エゾライチョウ		2羽以内
ヤマドリ	のオス、キジのオス、コウライキジ	合計して2羽以内
コジケイ		5羽以内
ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ		合計して5羽以内 (ただし、網を使用する場合にあっては、狩猟期間を通じて合計して200羽以内)
キジバト		10羽以内
ヤマシギ、タシギ		合計して5羽以内

※ニホンジカについては、法令の改正により平成29年度の猟期から捕獲数制限が解除され、オス・メスともに数の制限なく捕獲できるようになりました。

市町村合併状況(R5.11.1)

合併後(新)	合併前(旧市町村名)
那須塩原市	黒磯市、西那須野町、塩原町
佐野市	佐野市、田沼町、葛生町、氏家町
さくら市	喜連川町
大田原市	大田原市、湯津上村、黒羽町
那須烏山市	那須町、南那須町
那珂川町	馬頭町、小川町
鹿沼市	鹿沼市、栗野町
下野市	南河内町、石橋町、国分寺町
日光市	日光市、今市市、足尾町、栗山村、藤原町
宇都宮市	宇都宮市、河内町、上河内町、真岡市、一宮町、栃木市、藤岡町、大平町、芳賀町、西方町、岩舟町

宇都宮市における日の出、日の入時刻

区別	時刻	
月日	日の出	日の入
11 15	6:17	16:32
12 1	6:33	16:25
12 15	6:45	16:26
1 1	6:52	16:35
1 15	6:52	16:48
2 1	6:43	17:05
2 15	6:30	17:20
3 1	6:11	17:35
3 15	5:51	17:48

日の出、日の入の時刻は日付、地域によって異なるので新聞等で確認のうえ狩猟して下さい。

狩猟期間延長対象区域	延長する狩猟期間	延長期間に捕獲できる鳥獣	凡例
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町(20市町)	11月1日～11月14日 (使用できる網具は、わな及び止めさしを目的とした銃のみ)	ニホンジカ、イノシシ	●
ニホンジカ・イノシシ捕獲に係るくくりわな直径12cm規制解除対象区域	2月16日～3月15日		○